



過労死等防止啓発月間、「しわ寄せ」防止キャンペーン月間 労働局長が労使団体への協力要請を行いました

令和3年10月27日、11月2日



左)茨城労働局 下角局長 右)茨城県経営者協会 寺門会長



左)茨城労働局 下角局長 右)連合茨城 内山会長

厚生労働省では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンの取組を行っています。キャンペーンの取組として、茨城労働局では、下角労働局長が労使団体を訪問し、「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書」を手交し、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しへ向け、協力を要請しました。

また、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせることのないよう理解を求め、協力を要請しました。

[本要請に関する詳細はこちら](#)

【担当部署・連絡先】 茨城労働局監督課 TEL:029-224-6214



茨城県商工会議所連合会
右) 茨城労働局 下角局長



茨城県商工会連合会
右) 茨城労働局 下角局長



茨城県中小企業団体中央会
左) 茨城労働局 下角局長



茨城労働基準協会連合会
左) 茨城労働局 下角局長



左) 茨城県社会保険労務士会 磯会長

右) 茨城労働局 下角局長



茨城県トラック協会

左) 茨城労働局 労働基準部長



茨城県建設業協会

左) 茨城労働局 労働基準部長